


2. ボランティアや民間団体等と連携した取組

[＜事例リストに戻る＞](#)

事例番号	②-(2)
事例名	草刈りを実施した地元自治会等に対する報奨金制度
自治体名	宮崎県延岡市
導入時期	平成 19 年 4 月
取組の背景・目的	・ 地元自治会等の道路愛護の意識向上をサポートするため。
取組の概要	<p>・ 市の管理する市道沿いの草刈りを実施した地元自治会等に対し、報奨金を交付する事業。</p> <p>(市道草刈奨励事業)</p>
内容	<p>[対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等であって、地区内の市道(幹線道路を除く)の草刈り作業を行う団体 <p>[運用方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報奨金の交付申請をしようとする交付対象団体の代表者は、申請書に作業実施予定場所が分かる図面を添えて、草刈り作業を行う2週間前までに提出する。 ・ 報奨金の交付申請は、1年度につき2回を限度とする。 <p style="text-align: center;">＜市道草刈奨励事業に該当しない例＞</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道以外の道路の場合 ・ 地元の団体でない場合 ・ 年度内で3回目以降の申請となる場合 ・ 現地調査で草刈りの必要がないと判断された場合 ・ 主要幹線道路で交通量が多く、地域住民での草刈りは危険と判断される場合 </div> <p>[事業の流れ]</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ol style="list-style-type: none"> ①草刈り実施2週間前までに申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁土木課もしくは各支所産業建設課に申請書を提出してください。 ・ 申請書の書類は、各担当課にあります。延岡市役所ホームページからもダウンロード出来ます。(延岡市役所ホームページ>>くらしの情報「道路」>道路管理者からのお願ひ>市道草刈奨励事業) ※初めて申請を希望される団体におきましては、あらかじめ下記の連絡先に相談して頂きますようお願い致します。 ②草刈り前の現地確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員により現地の確認を行います。(延長の測定・作業前の写真撮影) ③草刈り実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に気を付けて作業を行ってください。 ・ 写真の撮影(作業中・集合写真)を忘れずをお願いします。 ④写真・報告書等の書類提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書・写真・請求書を提出してください。 ⑤草刈り後の現地確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員により、現地の確認を行います。(延長の測定・作業後の写真撮影) ⑥報奨金のお支払い(請求書提出後1ヶ月ほどで入金致します。) <p>※適切な順序で申請されない場合、報奨金が支払えないことがあります。</p> </div> <p>[交付金額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道沿いの草刈りを行った地元自治会等に対して、報奨金(8円/m)の支援を行っている(R3年度から12円/mに改定)。

	<p>[参加状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ参加団体数 H28 年度:149 団体、H29 年度:152 団体、H30 年度:154 団体、R1 年度:150 団体 ・ H30 年度を例にとると、60 団体が年 2 回、34 団体が年 1 回の申請をされている。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年度につき 2 回を限度としており、まれに回数を増やしてほしいとの意見をいただくこともあるが、現状では回数の改定予定はない。 	<p>活動風景</p>  <p>市道草刈</p>
<p>取組によって 得られた効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の道路愛護の意識向上を図るとともに、市が行う除草費用の低減につながっている。 	
<p>工夫した点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の単価(草刈機のリース代や燃料費等)変動や地区の実情に合わせ増額した(実施した団体から、燃料費や機材のリース代等の値上がりを踏まえて、もう少し金額を上げてもらえれば助かるとの意見を頂いており、H19 年度から 3 円/m で開始し、H20 年度から 6 円/m に改定、H26 年度から 8 円/m に改定、R3 年度から 12 円/m に改定)。 ・ 事業を実施する際の保険の導入など、地元自治会の皆様が参加しやすいような環境作りを工夫して行っている。 	
<p>苦労した点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化に伴い、事業の継続が難しい自治会が増加していることから、地区の区長会等に参加して事業のアピールを行ったり、市のホームページに事業内容を掲載し、申請書様式等のダウンロードができるようにしたりなど、周知活動に力を入れている。 	
<p>連絡先</p>	<p>宮崎県延岡市 都市建設部土木課 [電話番号 0982-22-7021]</p>	